

事務事業評価資料

施策名		生活交通バス対策の推進		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課		
事業名		バス路線運行維持対策費補助（県単補助路線）		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3887		
事業目的		地域住民の日常生活における公共交通手段として、広域的・準幹線の乗合バス路線の確保 （広域的・準幹線の路線：複数市町を運行する路線、輸送量2人以上50人以下、運行回数10回以下）					
事業内容		市町が補助対象とする路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者を市町と協調して支援する。 対象者：乗合バス事業者 対象路線：複数市町を運行し、広域行政圏の中心都市等へアクセスする路線 補助対象経費：経常費用と経常収益の差額 補助限度：経常費用の11/20 負担割合：県1/2、市町1/2			事業開始年度	平成7年度	
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額	
	事業費	(176,118 千円) 176,118 千円		(169,681 千円) 169,681 千円		(156,883 千円) 156,883 千円	
	人件費	1,694 千円	従事人員 0.2人	1,672 千円	従事人員 0.2人	1,641 千円	従事人員 0.2人
	総コスト（+）	177,812 千円	従事人員 0.2人	171,353 千円	従事人員 0.2人	158,524 千円	従事人員 0.2人
事業の目標		赤字路線のうち広域的・準幹線の路線の補助対象系統数の維持		[目標設定理由] ・広域的・準幹線の路線の休廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。 ・国庫補助制度の見直しが23年度に見込まれることから、国庫協調補助路線とあわせ、当面22年度までの目標とする。			
目標の達成度を示す指標		指標名	目標 目標値 年度	20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率（%） H20 H21 H22
		補助対象系統数	68系統 22年度	75系統 (2,371 千円)	68系統 (2,359 千円)	68系統 (2,331 千円)	110.3% 100.0% 100.0%
評価結果	必要性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあることから、不採算路線での路線休廃止に繋がる恐れがある。 ・路線休廃止により、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段が確保できなくなる。 ・したがって、輸送量等において国庫協調補助路線の要件を満たさない広域的・準幹線のバス路線を市町との協調制度によって、維持確保を図る必要がある。					
	有効性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあり、不採算路線の休廃止が進んでいるが、市町との協調補助により、大幅な休廃止には至っておらず、補助制度が有効に機能している。					
	効率性	・補助制度としては、補助限度を設定することにより、民間バス事業者に対しては運行コストの増嵩の抑制と運賃収入の確保など、効率的な運行を促す事業としている。					
	民間・市町との役割分担	・バス利用者の減少により、民間事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。 ・輸送量が比較的少ない広域的・準幹線の路線は市町及び県の協調補助により、市町域内で完結する路線は市町単独補助により実施しており、役割分担は適切に行われている。					
	受益と負担の適正化	・バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の料金負担を求めている。 ・しかしながら、燃料費の高騰等により民間バス事業者の経営状況は悪化している。 ・民間バス事業者に対し、補助限度の設定により経営の効率化を求めるなど、負担の適正化に努めている。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続	実施手法の見直し 凍結(休止) 延長 終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
説明	市町を跨るなどの広域的な準幹線路線を補助することにより、高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、バス路線を維持する必要がある。しかし、県負担が増大する中で、持続可能な補助制度とする必要があることから、平成21年度より、輸送量2人以上の下限を付加し県が補助対象とする路線の重点化、バス事業者の経営の効率化を促進するために経常費用の11/20を補助対象経費の限度額として設定、を実施している。						